

令和2年3月16日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年3月16日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井	勉	2番	門	秀俊
3番	天野	里美	4番	兼若	幸一
5番	中野	一郎	6番	松岡	忠
7番	金井	浩三	8番	村井	保夫
9番	小川	保	10番	古川	幸義
11番	隅岡	美子	12番	渡邊美喜子	
13番	尾崎	忠義	14番	志村	忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾	幸雄
副 町 長	秋山	俊次
教 育 長	田尾	勝
会計管理者	神原	宏一
町長公室長	山内	剛
総務課長	岡部	登
政策観光課長	河田	数明
税務課長	泉	知典
住民環境課長	石井	克典
高齢者保険課長	多田羅	勝弘
健康福祉課長	冨木田	笑子
建設課長	三谷	勝則
産業課長	谷口	賢司
消防長	阿河	弘次
教育課長	竹田	光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野	弘之
書 記	前原	成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 兼若 幸一 君、10番 古川 幸義 君を指名いたします。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしく願いいたします。

3月9日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、 隅岡 美子 君。

総務教育常任委員会委員長（隅岡 美子）

令和2年3月9日に開催されました総務教育常任委員会の結果を次のとおり、ご報告申し上げます。

審議事項、

議案第1号、多度津町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定について。

議案第3号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

議案第6号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第4号）。

議案第7号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）。

議案第8号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）。

議案第9号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）。

議案第10号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）。

議案第11号、令和元年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

議案第12号、令和2年度多度津町一般会計予算。

議案第13号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険予算。

議案第14号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算。

議案第15号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道予算。

議案第16号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業予算。

議案第17号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算。

議案第18号、物品購入契約の締結について。

議案第19号、多度津駅周辺開発整備等推進計画の策定について。

請願第1号、日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願。

審議結果、議案第1号、議案第3号及び議案第6号から議案第19号並びに請願第1号について、委員、傍聴議員より、

一つ、令和元年度予算の介護保険の補正でケアマネジメント費負担金100万円の減額は、介護予防事業をしなかったことによる減額なのか、予備費としていたものなのか。

一つ、後期高齢者医療の補正で負担金、広域連合納付金1千148万8千円増額は、加入者の保険費が増加したのか。増加しているのなら、2年度予算にも考慮しているのか。

一つ、令和2年度予算で町税には均等割と所得割があつて、前年と比較すると普通徴収が減少して特別徴収が増加しているが、どういう根拠で算定したかを教えてもらいたい。

一つ、多度津駅バリアフリー化設備等整備事業費で702万8千円を計上しているが、具体的にはどのような事業を計画しているのか。バリアフリー化の期限が迫っているが、進捗状況はどのようなになっているのか、また、国の補助は社会資本整備事業になるのか。

一つ、多度津駅バリアフリー化設備等整備事業は来年度に設計を行い、再来年度に工事着工予定で進めているということだが、バリアフリー化事業は、内容や概要がほぼ決まったということなのか。

一つ、老朽危険空き家除却事業補助金1,600万円を計上しているが、昨年は何件あったのか。

一つ、臨時財政対策債2億7千万円を計上されているが、ここ2～3年で減少しているのは意図的に政策的なものを考慮しているのか。

一つ、庁舎建設工事費4億4,170万円の内訳を教えてもらいたい。発注の中身は全体発注なのか一部発注なのか、その額では工事前払い金40%にも足りないのではないか。

一つ、交通安全対策関係の補助金があるが、安全協会の会員数が少なくなって運営が困難な状況になっているので、補助金増額の要望を考えてもらいたい。

一つ、多度津町まちづくり公社設立準備業務委託料450万円を計上しているが、内容を説明してもらいたい。

一つ、保育体制強化事業費補助金600万円を計上しているが、内容を説明してもらいたい。

一つ、病児・病後児保育助成金は、今までの「くるみクリニック」が中止となったと聞いているが、代わって他にどこかあるのか。問い合わせはないのか。

一つ、みんなの6次化応援事業費補助金156万2千円を計上しているが、内容を説明してもらいたい。

一つ、ねんりんピック事業関係委託料41万円は、どういう根拠で出しているのか。1人あたりはいくらになるのか、金額は変わらないのか。

一つ、防災士育成支援事業補助金については、昨年の委員会で自主防災組織がないところにも防災士には平等に均一に補助するべきでないかという質問があり、組織立ち上げ前でも補助を検討すると答弁があったが、その後どうなったのか。防災士には救急救命講習が必要であるが、講習会の開催を改善することは考えているのか。

一つ、庁舎建設費の委託料3,970万円余が計上されており、実施設計は3月末が期限となっているが予定どおり進んでいるのか。

一つ、橋梁長寿命化修繕事業費1,260万円を計上しているが、設計費なのか。

一つ、川西阿庄線の工事費2,080万円とあるが、補助金が入った額なのか。県道のトンネルも来年度にはある程度できると思うが、取り合わせまでにどれくらいかかるのか。

一つ、高見島浦地区船揚げ場整備事業3,300万円は補助事業なのか、整備をしても高齢化によって管理する人がいないと聞いているがどうするのか。

一つ、再生水関連の施設管理事業費7,106万円は大きな金額だが、再生水事業は複数の省庁の補助金を使っているため、止めることはできないと思うが、今後どうするのか。

一つ、新型コロナにより休校になっているが、児童館や放課後児童クラブの状況はどうなっているのか、把握できているのか。

一つ、聖火リレー県実行委員会負担金163万円を計上しているが、新型コロナによりどうなるのか。

一つ、都市構造再編集集中支援事業費2億194万8千円は、昨年度の繰越の3億1,988万円と同じ関連なのか。両方合わせた事業になるのか。

一つ、幼稚園統合関連予算がないのは、教育課が予算要求しなかったのか。

一つ、小学校建設費2,346万7千円は、どこを学校を予定しているのか。昨年度の繰越が約1億6,600万円あるが、工事を一緒に実施するのか。

一つ、駅前広場及び駐輪場基本設計等業務委託料1,100万円とあるが、事業の

概要は決まっているのか。具体的な構想やイメージがないと委託費を計上できないのではないのか。

一つ、教育用パソコン通信回線料が49万5千円計上されているが、生徒30～40人が同時に使用しても可能な容量になっているのか。40人程度の使用で回線不能になったケースも聞いている。

一つ、町制施行130周年記念事業の内容といつ頃開催するのかを教えてください。

一つ、一般会計から特別会計に繰出金があるが、その額はこういった根拠で出しているのか。

一つ、ため池ハザードマップ作成業務委託料1,804万円は、繰越の1,408万円を合計したものが今年の事業になるのか。

一つ、2市1町天霧保存会負担金2万4千円が計上されているが、登山者が多くなっており天霧山の城石が崩落の恐れもあるので、南海地震の危険性を考えて対策や調査をしてもらいたい。

一つ、東京の「さぬき会館」が8月で閉館されるが、東京出張する時の旅費や宿泊費は今後どうなるのか。

一つ、ピアノの調律費が幼稚園24万6千円、小学校15万円、中学校4万1千円計上されているが、台数によるのか、調律師は一括してするのか。

一つ、ふるさと納税が2億5千万円計上されているが、納税額を伸ばすために今後も頑張ってもらいたい。

一つ、介護予防サービス等諸費が昨年より751万8千円増加しているが、介護予防の指導を行う保健師や医療専門職の配置を令和6年までに求められているので、その事業をしていく予定なのか。

一つ、訪問型サービス事業の中には、保健師を派遣して筋力の測定や管理栄養士による栄養指導も含まれるのか。

一つ、健康寿命を延ばして多度津町の住民がいきいきと暮らせる町づくりのビジョンが喫緊の問題だと思うが、第6次総合計画の中に介護予防の取り組みを明確に打ち出すなど介護予防サービスについての位置づけを聞きたい。

一つ、医療行為と保険事業は分かれているが、双方が連携して介護予防していく必要があると思うので、今後の方針をお聞きしたい。

一つ、団塊の世代が75歳になってくる令和6年の保険給付費の傾向についての想定をお聞きしたい。

一つ、閉じこもり予防事業委託料330万円を計上しているが、どういうことをするのか。

一つ、介護保険も後期高齢者医療も繰入金が増えているが、保険料を上げることにはしないのか、どういう考えを持っているのか。

一つ、後期高齢者医療の鍼・灸・按摩の利用について、個別の適正チェックはどのようにしているのか、資料を基に指導はできないのか。

一つ、介護保険の第1号被保険者保険料が前年度から2,065万円減額になっている要因を教えてください。

一つ、現有の塵芥収集車の台数や経過年数について教えてください。古い車両が多いのであれば、更新計画を作るべきでないか。

一つ、多度津駅東側広場予定地は現在パーク＆ライドだが、その位置づけをどう考えているのか、他のところに再設定するつもりなのか。

一つ、多度津駅東側の芝生広場の中に、鉄道発祥の地として鉄道博物館を造って賑わいづくりをする考えも必要でないか。

一つ、都市計画マスタープランを見直ししていると思うが、駅周辺開発整備はそのあとでも良いのでないか。

一つ、駅周辺開発整備の中で、駅西側の整備も具体的に進めていけるのでないか。

一つ、検討会の意見書をどの程度取り入れていくのか。駅東側の公園に関する意見は、どの程度反映されるのか。

一つ、多度津駅周辺開発整備等推進計画は大きな計画なので、複数の課がうまくいくように主体になるところが必要でないのか。

一つ、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基いて、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠である。中国や北朝鮮の日本に対する核の脅威は以前より増している中、政府の国家安全保障戦略でもいわれているとおり、核抑止力を含む米国の拡大抑止が不可欠である状況は、なんら変わっていないので、現時点ではNPT核拡散防止条約の体制を確立し、核軍縮が進んで将来的に核禁止条約に参加できるようになるための努力を日本政府は世界で唯一の被ばく国として、また被ばく者の思いに応えるためにも行い続けなければならないと考えるので請願第1号に反対する。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、介護保険の補正予算のケアマネジメント費負担金減額は、実績に基づく減額である。

一つ、後期高齢者医療の補正予算の広域連合納付金の増加は、加入者が増加したことによるもので、2年度予算では保険料の改正もあり、増加も含んだ予算編成をしている。

一つ、香川県においては昨年から給与事業者に対して普通徴収から強制的に特別徴収するようになっており、それに伴い特別徴収義務者が増加している

状況になっている。従業員が2～3人の小規模な会社であっても普通徴収から特別徴収にするように取り組んでいる。

一つ、多度津駅バリアフリー化設備等整備事業費は協議会委員の報酬等とバリアフリー化の設計費の負担分を計上している。バリアフリー化の期限は努力義務であり期限が過ぎても継続するので、来年度に設計を行い、再来年度に工事着工予定で進めている。バリアフリー化の事業はJRが行い、それに町が6分の1の補助を出すことになっている。

一つ、JRがバリアフリー化の事業を行うので詳細は決まっていないが、将来に繋がるように協議を続けており、駅舎の複層階化にも対応できるように、現在の駅トイレからパン屋付近にバリアフリーのエレベーターと通路を造るように協議をしている。

一つ、老朽危険空き家除却事業補助金は、今年度に12件が執行済みであり、2年度は10件を予定している。

一つ、臨時財政対策債には交付税措置があるので一番有利な起債であるが、借金であるため後年度に負担を強いることには変わりがなく、税収もあるのなるべく使わないように考えていることと併せて国が定める上限が下がっている状況もある。

一つ、庁舎建設工事は全体の発注になり、債務負担行為で25億280万円を計上している。契約金額はトータルで行うが、工事にあたっては年度協定を締結して、年度協定額の前払いという形になる。

一つ、一義的には免許証取得時や更新時に安全協会の会員になってもらうように、町として啓発したい。補助金については、状況を見て考えたい。

一つ、まちづくり公社設立準備業務委託費については、町が民間と公社を設立するにあたり、あらゆる分野での市場調査を行ってどのような形で設立するのかということを協議するための委託費である。

一つ、保育体制強化事業費補助金は保育士の負担軽減のために用務員的な人を雇用すれば、申請により1ヶ月当たり10万円を町内の5保育所に補助するものである。

一つ、病児・病後児保育助成金については、「くるみクリニック」が4月から閉鎖することになったが、中讃圏域には丸亀市や善通寺市に同様の施設があるので、その助成金である。今のところ問い合わせはないが、町内になくなったので不便だという意見はある。

一つ、みんなの6次化応援事業費補助金は、白方のカキ業者がカキを提供するカキ小屋を造るためのもので、県補助金146万2千円が付く事業である。

一つ、ねんりんピックには、参加会員数掛ける1人当たりの単価で計算して出している。前回の参加者は417名だったので、41万円のほとんどが弁当代とな

っているのは承知しているが、金額については今後の課題とさせてもらいたい。

一つ、多度津町は自主防災組織の組織率が低いので、どこかの組織に入って防災士の力を発揮してもらい、自主防災組織を広げてもらいたいと考えている。救急救命講習会を年1回とは定めていないので、町民からの要望が10名程度あれば、開催や取りやすい環境を検討したい。

一つ、庁舎の実施設計については予定どおりには進んでおらず、のちほど「新庁舎の進捗状況について」報告をさせてもらう予定である。

一つ、橋梁長寿命化修繕計画のうち、設計で710万円、工事費で550万円を計上している。

一つ、川西阿庄線は、国庫補助をもらいながら事業を進めているので、補助を要望しながら県道への取り合わせまでの予算を計上している。

一つ、船揚げ場整備は補助事業で、高見漁協からの要望により船の大型化に対応するためのスロープを整備するものである。

一つ、再生水事業は15年経過して施設が老朽化したので、縮小に向けて見直しの検討をする予定である。複数の国の補助金を利用しているのですがすぐには廃止できないが、無駄なものは省いて維持管理費を抑えながら補助金を返還しなくても済むように国や県と調整していく。

一つ、新型コロナによる休校の趣旨を保護者がよく理解し、家庭でみてくれており、児童館や放課後児童クラブは学校支援員の応援もあってゆとりがある状態で、健康福祉課へは毎日連絡が入る体制をとっている。

一つ、聖火リレーは予定どおり開催することになっているが、街頭の応援やゴールの式典では来場者の制限をする可能性がある。

一つ、都市構造再編集中支援事業費はホール棟関係なので、昨年度の繰越と同じ事業になる。

一つ、新年度予算では幼稚園の基本計画に係る委託料を計上していないが、幼稚園再編整備計画が決まれば、速やかに補正予算を組むこととしている。

一つ、小学校建設費は、白方小学校の体育館床と第2運動場プレハブ倉庫の改修、四箇小学校の南側防球フェンスの改修、多度津小学校の運動場東側の外溝整備等である。

一つ、駅前広場及び駐輪場に関してはJ Rと協議をしている状況であり、現時点である程度の構想は考えているが、面積に応じて委託費を計算しているので、こういった予算額になっている。J Rとの協議の中で変わる可能性もあるので、形が見えるようになれば相談させてもらいたい。

一つ、パソコン通信回線は、1クラス35人程度だと問題なく利用できるが、3クラスが同時に使用すると若干スピードは遅くなる。国のギガスクール構想

では1台あたり4万5千円の補助があるので、最新OSが入ったパソコンを導入するよう計画したい。

一つ、町制施行130周年記念事業は10月下旬から11月の開催予定で、前回の内容と同様の講演会や町の貢献者への表彰及び名誉町民の表彰を予定している。

一つ、一般会計からの繰出金については、それぞれの特別会計ごとに国の基準に基づいて出している。

一つ、ため池ハザードマップ作成は、繰越した補正予算分と2年度予算を合わせた額での事業で、おおむね国の補助になる。

一つ、2市1町天霧保存会の担当者が看板設置や不良箇所の整備など、必要に応じてその都度協議して負担金を計上している。

一つ、東京出張などの場合は、旅費規程により日当・宿泊の金額が決められており、最も経済的なルートで旅費を計算して実費を支給しているので「さぬき会館」が閉館しても変更はない。

一つ、ピアノの調律費の相違は台数によるもので、各学校・各園がそれぞれに依頼して違う調律師が来ている。

一つ、ふるさと納税の返礼品を増やすことと併せて、今後もSNSで情報発信をやっていききたい。

一つ、介護給付費や保険料の高騰を防ぐために地域支援事業費の中で介護予防事業を行っているが、今年度は住民がデイサービスや通院への移動サービスを提供する「訪問型サービスD」を新設している。また、地域で居場所を提供している団体に補助をしているが、そこへ「訪問型サービスD」で移動してもらうことを考えている。

一つ、国の方針は各居場所に対して保健師・管理栄養士・歯科衛生士の専門職を訪問して医療的な指導や教室を行うようになってきており、今年度は介護保険系の保健師が月1回居場所を訪問して医療的な指導することを検討している。

一つ、健康寿命を延ばすことや健康で長生きするための組織、「多度津ささえあい、えがおの会」を拡充したり、みんなで守って支えあう互助の気持ちを・・・、持つことが高齢化社会の中で重要であると思っている。子供も高齢者も一緒に運動して健康の意識を持ってもらうために・・・。

議長（村井 勉）

大丈夫ですか。

総務教育常任委員会委員長（隅岡 美子）

少林寺拳法を活用した体操などを・・・。

議長（村井 勉）

ちょっと休みます。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

隅岡委員長、体調不良のため降壇

議長(村井 勉)

暫時休憩いたします。

再開を40分にいたしたいと思います。よろしくお願いします。

休 憩 午前9時29分

再 開 午前9時40分

議長(村井 勉)

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

隅岡 美子 委員長が体調不良のため、副委員長の松岡 忠 君がご報告を申し上げます。松岡 忠 君。

総務教育常任委員会副委員長(松岡 忠)

先ほどに続いて報告いたします。

一つ、健康寿命を延ばすことや健康で長生きするための組織、「多度津ささえあい、えがおの会」を拡充したり、みんなで守って支えあう互助の気持ちを持つことが高齢化社会の中で重要であると思っている。子供も高齢者も一緒に運動して健康の意識を持ってもらうために少林寺拳法を活用した体操などを町民に周知していく。第6次総合計画の中には高齢者の居場所づくり支援の通いの場において、特定検診の結果を参考に保健指導等の実施を追加している。

一つ、通いの場に専門職を派遣して保健指導をすることと併せて在宅医療・介護連携ということで昨年度から多職種研修を行っているので、情報共有したい。

一つ、国保の被保険者数は若干減って来ているが、給付費は横ばいか右肩上がりになっている。高度医療の関係で1人当たりの医療費が上がっているで、この状態が続くと思っている。

一つ、閉じこもり予防事業は、高齢者の外出機会を増やすためにシルバー人材センターに委託して「ひだまり」で介護予防教室を行っている。

一つ、保険料を上げることは簡単だが、住民の負担が大きくならないように、なるべく保険料を上げないように円滑に運営していくことを考えている。後期高齢者医療は4月から少し上げることになっており、介護保険は3年ごとに計画の見直しがある。

一つ、鍼・灸・按摩の利用については、後期高齢者医療広域連合が一括して

チェックをしているので資料は持っていない。

一つ、介護保険料の減額は消費税増税に伴う低所得者の軽減措置による要因が大きい。軽減分は国や県から交付金で手当てされ、低所得者保険料軽減繰入金で措置している。

一つ、塵芥収集車は13台で、そのうち6台を委託業者に貸し出しており、経過年数は新しいもので9年、古いものは27年となっている。今回更新するのは20年経過のものであり、行政改革実施計画も見直しをして中長期の更新計画を作成中である。

一つ、検討会ではパーク＆ライドは重要だと認識しており、別の場所に動かすことも視野に入れているが、JRも駐車場整備等を検討しているので調整していきたい。

一つ、駅周辺に親子が集える場所が必要だと考えており、鉄道関係の展示物品等が入手できれば、鉄道博物館もひとつの案として考えたい。

一つ、都市計画マスタープランの見直しは作業が遅れ気味であるが、都市再生整備計画をたてて、立地適正化計画も含めた形で駅を中心とした賑わいづくりをイメージして駅周辺開発整備を進めている。

一つ、多度津駅西側の整備については、新年度に委託費を計上している。

一つ、検討会で出た意見は、ほぼ取り入れているが、駅東側の公園に関することは整備をしながら検討する長期的な取組みの分類になるので、令和5年以降になる。

一つ、町の最上位計画である「第6次総合計画」に基づいてまちづくりを行っており、その中に「たどつのは輝き創生総合戦略」があって、「駅周辺開発整備」ともリンクしている。「都市計画マスタープラン」、「都市再生整備計画」などの計画は、関係各課で協議しながら作成している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、議案第3号及び議案第6号から議案第19号については、委員会として原案を可決した。

請願第1号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他7件の報告があった。

以上、報告いたします。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3月9日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、渡邊 美喜子君。

建設産業民生常任委員会委員長（渡邊 美喜子）

建設産業民生常任委員会結果報告について、令和2年3月9日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項、

議案第2号、多度津町新健やか子ども基金条例の制定について。

議案第4号、多度津町道路占用条例の一部改正について。

議案第5号、多度津町営住宅条例の一部改正について。

議案第20号、多度津町農業委員会の農業委員を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者をもって過半数とすることについて。

審議結果、議案第2号、議案第4号、議案第5号及び議案第20号について、委員、傍聴議員より、

一つ、新健やか子ども基金条例の附則第2項に「令和5年3月31日限り、その効力を失う。」とあるが、説明してもらいたい。また、「残余財産があるときは、香川県に納付するものとする。」とあるが、説明してもらいたい。3年間で補助金をすべて使い切るような運営や事業の実施をお願いしたい。

一つ、多度津町農業委員会の農業委員を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者をもって過半数とすることについては、女性も入れることになっているが、候補として女性も可能性があるのか。

一つ、農業委員の認定農業者を過半数とするというのは、農業振興地域のことを重視して、農業振興地域外の者の枠を狭めていくという感じがするが、農業振興地域外であっても候補の対象者となるのか。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、平成26年度から「香川健やか子ども基金」という補助金をもらって行ってきた事業が令和元年度で終了となるが、令和2年度から4年度まで延長されたので事業を継続するため、今回改めて条例を制定したもので、失効を「令和5年3月31日限り、その効力を失う」としている。県から令和2年4月に一括して3年分を基金としてもらい、それを3年間に分けて事業を行った上で最終年度に残った場合は、精算して県に返すこととしている。基金の利用用途は従来の5歳児検診と通学路安全対策としてのカラー舗装に加えて、新たに放課後児童クラブにおいて支援が必要な子どもたちに寄り沿うために、香川県作業療法士会に依頼して巡回相談事業を行うこととしている。

一つ、農業委員に女性委員を入れることは努力義務になっているが、現在、女性委員は1名おり、改選においても女性にも農業委員になってもらいたいと考えているので、周知を図っている。

一つ、農業振興地域外のところで農業をしている人や現在認定新規就農者の人もいて、将来、認定農業者になることもあるので、農業振興地域外であっ

ても、認定農業者又は認定農業者に準ずる者であれば、応募の対象者となる。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号、議案第4号、議案第5号及び議案第20号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他1件の報告があった。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第3. 議案第1号、多度津町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第4. 議案第2号、多度津町新健やか子ども基金条例の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第5. 議案第3号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第6. 議案第4号、多度津町道路占用条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第7. 議案第5号、多度津町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第8. 議案第6号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第9. 議案第7号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第10. 議案第8号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第11. 議案第9号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第12. 議案第10号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第13. 議案第11号、令和元年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第14. 議案第12号、令和2年度多度津町一般会計予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎忠義でございます。

私は令和2年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第12号、令和2年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対の立場で討論をいたします。予算書では、款1. 議会費での香川人権研究所団体会費に2万円、款3. 民生費での人権同和施策事業費での727万9千円、うち、部落解放人権政策確立要求国民運動実行委員会業務委託料に95万円、人権関係外郭組織及び各種研修会負担金に88万円、の計183万円。款10. 教育費での人権、同和教育事業費での198万2千円、うち香川人権研究所会員負担金6万3千円、全国人権保育保育研究集会負担金3万5千円、町内幼小中学校人権同和教育研究会補助金15万円の計24万8千円でございます。総計で209万8千円が予算化され計上されています。人権の問題では、自由権とともに社会権の豊かな発展のもとで国際的な人権保障の基準が作られてきました。人権を擁護し、発展させることは、国際的な課題となっています。20世紀には人類社会が勝ち取った人権の流れが太く豊かに発展し、1945年の国連憲章、1948年の世界人権宣言、1966年の国際人権規約をはじめとする「国際的な人権保障」の仕組みは作られたという点でも、画期的な進歩をなす世紀となりました。第二次世界大戦までの時期は、人権問題は国内問題とされ、外国からの口出しは無用という問題として扱われてきました。しかし、日本でもドイツでもファシズムと軍国主義による人権の蹂躪が未曾有の犠牲を生んだ第二次世界大戦への道を開いたという歴史の教訓を踏まえ、戦後「国際的な人権保障」という考え方が登場した訳であります。21世紀の世界においては、人権を擁護し、発展させることは、単なる国内問題だけでなく「国際的な課題」となり、国際社会における各国の義務となったことであり、大きな意義を持つもので、世界の構造を大きく変え、民主主義と人権、平和の国際秩序の発展を促進したものであります。そして、「弱い立場にある人々への差別をなくし、その尊厳を保障する国際規範」は1979年の「女性差別撤廃条約」、1989年の「子どもの権利条約」、1990年の「移住労働者権利条約」、1992年の「少数者の権利宣言」、2006年の「障害者権利条約」、2007年の「先住民の権利宣言」など20世紀から21世紀にかけて実現した一連の国際条約宣言のことです。これらの人権保障の豊かな発展を勝ち取った力は、国際的な人権保障の発展にも大きな影響を及ぼし、発展途上国の人権問題、つまり、貧困、差別、暴力などの問題に光が当たるようになり、そのことが、先進国も含めた世界全体の発展を促すというダイナミックな過程が進んでいることでもあります。差別には

「直接差別」だけではなく、一見、中立のように見えるが不利に働く「間接差別」により弱い立場の人に対する「複合差別」があることが共通の認識になり、その是正の措置をとることが求められるようになっていく訳であります。このようにジェンダー（社会的、文化的性差）平等という概念は、こうした人権の豊かで多面的な発展の中から生まれたものであります。こうして、国際的人権保障は、すべての個人が尊厳をもって生きることのできる日本と世界を作ることが、今、求められていることであります。そこで2018年度において、全国の少くない地方自治体で実施されてきた「人権意識調査」には、人権問題の捉え方の狭さ、とりわけ企業体や行政機関に関わる問題や社会権への追究が弱く、市民間の私的な関係における問題に偏っていることが明らかになっています。同和問題に関しては、「同和地区」を名指した調査項目の設定により、現状に関する誤った固定概念を広げる危険性があることです。このような問題性は、人権問題を「人権啓発」という狭い観点から捉えようとする内閣府を中心とした行政的発想に制約されることから由来していると考えられます。人権問題は、市民的自由権から社会権、さらには、発達権や環境権、LGBTなどの個人の尊厳に関わる問題など多様な広がりを見せております。これらの問題の中には、啓発による意識改革によって、改善しうる側面があることは否定できませんが、社会構造に関わる問題とも不可分であり、啓発だけでは解決に至らないものが多く、かつての同和問題がそうであったように、今日の人権と部落問題に関しても広い視野から総合的に取り組まれるべき構造的な背景の解明が必要となっております。したがって議案第12号、令和2年度多度津町一般会計予算での総計209万8千円の予算計上については、①新型肺炎コロナウィルス対策の強化で、町民の暮らし、生命、経済への影響に必要な対策をとり、不安に応えること。②「青年議会」の開催などで、若者、青年の有権者の投票率の向上、町行政、県政、国政への関心と意識を高めるために使うべきであり、改善すべき点があるので反対をいたします。以上。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

他にないので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第15. 議案第13号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第16. 議案第14号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第17. 議案第15号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第18. 議案第16号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第19. 議案第17号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第20. 議案第18号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第21. 議案第19号、多度津駅周辺開発整備等推進計画の策定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第22. 議案第20号、多度津町農業委員会の農業委員を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者をもって過半数とすることについてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第23. 請願第1号、日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。

私は令和2年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、請願第1号、日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願について賛成の立場で討論をいたします。

世界での共通語である「ノーモア、ヒロシマ、ナガサキ(広島、長崎をくりかえすな)」という被ばく者の声、核兵器廃絶を求める世界と日本の声は国際政治を大きく動かし、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が2017年に成立しました。昨年、国連での核兵器禁止条約の調印は80カ国、そして批准は34カ国となり、あと16カ国で条約が発効となります。「核兵器の禁止、廃絶が地平線のかなたに見えてきた」(元パンギムン事務総長2010年)から大きく前進し、核兵器がいよいよ違法の兵器になります。「グランド、バーゲン」持てる国と持たざる国との大きな取引とでもいうのでしょうか。そのバランスの上に成り立ってきた条約の内実を表現しています。今から75年前、米国が広島、長崎に原爆を落としたことは、世界の安全保障に劇的な変化をもたらしました。アメリカ・ソ連による核兵器の開発や製造競争は激化し、英仏や中国が相次いで核実験を実施しました。核不拡散条約(NPT)は、そうした動きの中で生まれた訳でございます。米、英、仏、露、中の5大国に核保有を認める一方、その他の国には持つことを禁じる。この不平等な国際条約は紆余曲折がありながら、「軍縮」や「核なき世界」を目指す流れの中で、この3月5日で発効50年を迎えました。今年は、5年に1度のNPT再検討会議が4月にニューヨークの国連本部で開かれます。核廃絶や核兵器禁止条約を推し進め、核保有国を追いつめる世界の反核平和運動にとっても大

事な場となります。そこに唯一の被ばく国である日本の外務省が横やりを入れました。全国の被ばく者で作る被団協が、この会議に合わせて開いてきた「原爆展」の内容に介入してきた訳であります。福島とチェルノブイリ原発事故を扱ったパネルを問題し、このままでは、後援できないと伝えてきました。日本被団協は、2005年、2010年、2015年のNPT再検討会議にあわせて「原爆展」を国連本部ロビーで開催し、外務省は3回とも後援をしてきました。今回、外務省が問題にしているパネルは、約50枚のうち、東京電力福島第一原発事故とチェルノブイリ原発事故を扱った2枚です。「原子力の平和利用も掲げるNPTには、相応しくないのではないか」というのが外務省の言い分ですが、日本被団協では、すでに国連と合意しており、変更、取り下げることとはできないとしており、外務省管理軍縮課では、後援名義については、今審査中とのことです。このように国民を守ろうとしない政府や専門家には、故郷を追われ、今もなお収束の目途がたたない悲惨な原発事故の深刻な実態を知らせることが、なぜ問題なのでしょう。このような原爆展は、国内各地でも開かれ、運動を広め励ます力になってきました。非人道的な核に対する政府の後ろ向きな姿勢があらわれており、世界で最初の唯一の被ばく国である日本が、これでは架け橋どころか、世界から相手にされなくなります。核問題と放射線被害を過小評価してきた歴史を見据えて、核は全ての生命にとって到底共存できるものではなく、社会を壊し、未来を奪い去るものであることを1945年8月6日の広島、同年8月9日の長崎への原爆投下、1945年3月1日、太平洋ビキニ島での水爆実験での被爆、そして、原子力（核）災害である1979年、アメリカのスリーマイル島の事故、1986年、ロシアのベラルーシ、ウクライナ地区でのチェルノブイリ事故、そして、2011年3月11日、福島の事故は歴史が立証しており、これらの現実の恐ろしさは、地球上に生きる全ての生命の生存を脅かし、数多くの命を奪い続けているのが核であります。この75年間に人類への6回の被ばくは、核兵器によるもの3回、原子力（核）災害によるもの3回となっており、とくに原子力災害によるものは、約7年に1回の確立となっており、今、世界では核の危険と地球的規模での気候変動という人類的課題に直面しております。原子力（核）災害でも地震列島の日本での原発の危険性は、自然災害とは明らかに異なり、自然災害ならある程度時間をかければ、復興できますが、原子力（核）災害は、土地の汚染、そこに住む人間や動植物が被ばくしてしまったら、本当の意味で復興するまでには、途方もない年月がかかるか不可能な状態での人類の滅亡へと導きます。そして、被ばくのリスクは、癌や白血病だけでなく、低線量被ばくでも、甲状腺機能障害や心臓疾患など様々な病気が疾病リストにあげられ、特に放射線の影響を受けた子どもたちや妊婦にまで放射能による健康被害が

現実に広がって、放出された放射性物質の量の大小にかかわらず、防護できません。私たちは、2011年3月11日の福島原発事故は、身近な問題としてとらえ、ことごとく現実のものとなっていることに目を向け、誰のため、何のために強いられる被ばくなのか。私たちの生命、子どもたちの未来を脅かす核の脅威に1人1人が「NO」の声をあげる必要に迫られております。そして、核兵器禁止条約は国際政治の主役交代を象徴的に示す歴史的出来事になり、核兵器廃絶は、今やらなければ、人類にとって取り返しのつかないことにもなります。このことから、2020年NPT被爆75年、核兵器のない世界への禁止条約に調印、非核平和の日本をつくるためにも、又、多度津町が非核宣言をしている立場からも、外部被ばく、内部被ばく、胎内被ばく者の立場からも、被ばくを心配しながら様々な事情で避難できない人や、表だって声をあげられない子どもの立場からも、そして、町内に在住しており、現在、高齢になっている被ばく者の「二度と核兵器を使用しないで」という強い願いの実現のためにも、又、被ばく者が「せめて生きているうちに核廃絶をしてほしい」という悲痛な叫びと実現のために、そして、町内の被ばく者の声に傾けるということからも、私たちは決断しなければなりません。核兵器禁止条約への調印（署名）、批准、参加を日本政府に求める意見書決議は、2月20日現在、全国441自治体議会で採択され、県市町村合計で1,788自治体の25%となっております。したがって2020年を歴史的転換点にするためにも、一人ひとりが世界を変えるという立場からも、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書採択請願」については、賛成をいたします。

以上。

議長（村井 勉）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書提出を求める請願についてですが、2017年7月7日の核兵器禁止条約にかかる決議案に日本政府が反対した理由は、核軍縮に関する我が国の基本的立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識及び厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠である。そのため、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発が我が国の安全に対する重大かつ、差し迫った脅威となっている中、先の基本的立場に合致せず、

また核兵器国と非核兵器国との間の対立を一層助長し、亀裂を深めるとの理由から反対しました。

北朝鮮は、その後も核実験を繰り返し実施し、核兵器の小型化、弾道化の実現を試みている。また、中国は核戦力の近代化と拡大を図って、日本に対する核の脅威は以前より増している中、政府の国家安全保障戦略でも述べられているとおり、核抑止力を含む米国の拡大抑止が不可欠である状況は、現在もなんら変わっていません。

そのため、現時点ではNPT核拡散防止条約の体制を本当の意味で確立して、その結果核軍縮が進み、将来的に核禁止条約に参加できるようになる為の努力を、日本政府は世界で唯一の被ばく国、また被ばく者の思いに応える為にも、行い続けなければならないと考えます。

よって「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書提出の請願には反対いたします。以上です。

議長（村井 勉）

他に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

起立少数

議長（村井 勉）

起立少数です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第24. 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

尚、タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、

閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。

これにて、令和2年第1回定例会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉 会 午前10時36分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 3 月 16 日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記